

前橋市有料老人ホーム立入検査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条第13項の規定により実施する有料老人ホームの立入検査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(立入検査の目的)

第2条 立入検査は、有料老人ホームの管理運営方法、サービス内容及び入居者保護に関する事項等について、法及び前橋市有料老人ホーム等設置運営指導指針（平成24年3月29日伺定め。以下「指導指針」という。）等の規定に照らし、改善を要すると認められる事項について、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、有料老人ホームの適正な運営及びサービスの質の確保並びに入居者の保護を図ることを目的とする。

(立入検査の基本方針)

第3条 立入検査は、次に掲げる基本方針に基づき実施するものとする。

- (1) 法及び関係法令並びに指導指針に基づき、有料老人ホームに対する国の通知等を勘案しながら、厳正に重点的かつ効果的に実施する。
- (2) 立入検査が画一的、形式的に陥ることのないよう、問題の発生原因及び是正策を明らかにし、施設の問題解決を図り、自律的な運営を促すための具体的な助言及び指導を行う。
- (3) 有料老人ホームの運営及び指導を所管する課（以下「運営指導所管課」という。）その他関係部課等との情報交換を密にするなど十分な連携を図る。

(立入検査の体制)

第4条 立入検査は、原則として指導監査課が主体となって実施し、必要に応じて、運営指導所管課等との合同で実施することができる。

2 立入検査は、2人以上の班を編成して行う。

(検査事項)

第5条 立入検査は、指導指針で定める事項及び前回の立入検査に基づく文書指摘事項等の改善状況並びにその他必要と認められる事項について行うものとする。

(検査実施計画)

第6条 立入検査の実施に当たっては、実施時期及び班編成等を定めた検査実施計画を毎年度作成する。ただし、施設の運営等に問題が発生した場合又は通報等により必要があると認められる場合は、該当検査実施計画にかかわらず、適宜立入検査を実施する。

(立入検査の実施)

第7条 立入検査は、次のとおり実施する。

- (1) 市長は、設置者に対し、原則として立入検査実施当日の1か月前までに、立入検査の実施について通知する。ただし、あらかじめ通知したのでは立入検査の目的が果たせないと認められる場合は、立入検査の開始時に通知するものとする。
- (2) 市長は、設置者に対し、立入検査に当たって必要な資料の提出又は報告を求めることができる。
- (3) 立入検査は、原則として、実地により施設・設備の状況及び関係書類等を確認し、関係者に面談する方法で行う。
- (4) 立入検査終了後、管理者及び関係職員等に対して検査結果を講評し、必要な助言又は指導を行う。

(立入検査後の取扱い)

第8条 立入検査終了後の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 立入検査を担当した職員は、検査終了後、速やかにその結果についての調書を作成し、施設における意見や要望等がある場合には、これを付して上司に復命する。ただし、重大な事項については、直ちに報告を行う。
- (2) 市長は、文書により改善を要すると認められた事項（以下「文書指摘事項」という。）について、設置者に対し、問題点及び改善方法等を通知し、期限を付して文書により改善報告又は改善計画の提出を求める。
- (3) 文書指摘事項の指摘に当たっては、別に定める例文集を参考に行うものとする。
- (4) 文書指摘事項に該当しない事項で、施設の運営改善に資すると認められるものについては、口頭指導とする。
- (5) 文書指摘事項に対する改善状況が不十分と認められる場合は、必要な指導又は立入検査を継続して行う。

(立入検査後の措置)

第9条 立入検査の結果について検討した結果、設置者に対し、改善に必要な措置を取るべきこと又は事業の制限又は停止を命ずる必要があると認められるときは、運営指導所管課等と協議し、運営指導所管課は、法令の定めるところにより行政処分を行うための手続きを進める。

(改善命令等)

第10条 市長は、法第29条第15項の規定に該当すると認めるときは、同項の規定に基づき、設置者に対して、改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。また、法第29条第16項の規定に該当すると認めるときは、同項の規定に基づき、設置者に対して、事業の制限又は停止を命ずることができる。

(公示)

第11条 市長は、前条の規定に基づき命令を行ったときは、法第29条第17項の規定に基づきその旨を公示する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成24年8月7日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月7日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月19日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月24日から施行する。